資料 2

「ハラスメント (Harassment) 防止法制定の必要性」 (諸澤先生御提出資料)

ハラスメント(Harassment)防止法制定の必要性

諸澤英道

1. 犯罪対策の二大テーマ:「個人の尊厳の尊重」と「暴力の根絶」

1960年代以降の新たなアプローチ「被害者の視点」(victim-oriented approach)

犯罪対策は、国連犯罪防止会議(United Nation on the Prevention of Crime and Criminal Justice = UN Congress)、国連国際学術専門評議会(International Scientific and Professional Advisory Council = ISPAC)、世界被害者学会(WS)を中心に議論してきた。

「犯罪者の処遇」から「刑事司法制度の改革」へのシフト 国連犯罪防止会議は、創設の 1955 年から 2005 年 (タイ、バンコック) までの 50 年間は「犯罪防止および犯罪者の処遇に関する国連会議」であった。

2. いわゆる「1990 年代の犯罪」 ← 被害者の視点

- 1. harassment (ハラスメント) = いやがらせ
- 2. stalking $(z \vdash + z) = z$
- 3. bullying (いじめ)
- 4. abuse (濫用) = abuse of power (パワーの濫用)、child abuse、elderly abuse
- 5. domestic violence (同居者間暴力)、 family violence (家族間暴力)、dating violence (デート DV)
- 6. human trafficking, trafficking in human (人身取引)
- 7. exploitation (搾取)

3. 反覆型犯罪(repetitious crime)への規制

- 1. ハラスメント (harassment)
- 2. ストーキング (stalking)
- 3. いじめ (bullying)
- 4. 同居者間暴力・家庭内暴力(domestic violence, family violence)
- 5. 虐待 ⇒ 権限濫用・子ども虐待(child abuse)、高齢者虐待(elder abuse)

4. ハラスメントの本質と定義

ハラスメントとは「相手(被害者)の気持ちを無視して、嫌がる一連の行為を繰り返し行い、それによって、相手の心神に深刻な影響を及ぼす行為」をいう。 ハラスメントである要件として、「嫌だ。」ということが相手に伝わっていること、 および、それを無視して「繰り返す」ことが必要である。

次のような行為は、学問的には、ハラスメントの一形態とされている。
stalking、bullying、mobbing(取り囲み)、hazing(しごき)、hate speech(悪意のスピーチ)、verbal harassment、psychological harassment、sexual harassment、religious harassment

(宗教的いやがらせ)、legal harassment (すぐ法に訴えるなどの法的いやがらせ)、racial prejudice (人種偏見)、racial harassment (人種差別にもとづくいやがらせ)、racial discrimination (人種差別)、

相手の嫌がる気持ちを無視してつきまとう「ストーキング」は、ハラスメントの一形態であり、その関係を表したのが、次の図である。

ハラスメントとストーキングの関係

【ハラスメント】

噂を広める、 侮辱・名誉毀損の言動 ネットに悪意の書き込み 不快な物の送りつけ 無言電話、盗撮

【ストーキング】

つきまとう 待ち伏せる 立ちふさがる、監視する 一方的な電話・メール・手紙 望まないプレゼント

5. 世界のハラスメント法制

ハラスメントを規制している国は、カナダ(1993 年、Article 264 of Criminal Code)など、30 か国ちかくあり、今後も増え続けるものと思われる。

ハラスメント法を整備している主な国は、次のとおりである。

1 カナダ、2 イギリス、3 キプロス(Parenohtisi)、4 エストニア(Ahistamine)、5 フィンランド(Harinta)、6 ドイツ(Unerwünschtes Verfolgen und Belästingen)、7 ギリシャ(Parenochchlisi)、8 ハンガリー(Molesztàlàs)、9 イタリア(Molestia Assillante)、10 リトアニア(Priekabiavimas)、11 ルクセンブルグ(Harcèlement)、12 マルタ(Fastidju)、13 ポーランド(Obsesyjne Przesladowanie)、14 ポルトガル(Assèdio)、15 スロバキヤ(Obt'azovanie, týranie, nevhodné zaobchádzanie)、16 南アフリカ(Harassment)、17 スペイン(Acoso)

この他に、ストーキング(stalking)またはそれに相当する言葉を使ってハラスメントを規制している国として、18 デンマーク(Forfolgelse)、19 アメリカ(Stalking)、20 オーストラリア(Stalking)、イギリス(UK, Stalking)、21 アイルランド(Stalking/harassment)、22 オーストリア(Beharrliche Verfolgung)、23 ベルギー(Belaging)、24 オランダ(Belaging)、25 スロベニア(Zalezovanje)、26 スウェーデン(Stalkning)、27 フランス(Dioxìs, harcèlement du troisien type)などがある。

【ハラスメント・トーキング規制法の4つのタイプ】

- 1. 刑法にハラスメント罪を新設する。 カナダ、イタリアなど
- 2. 特別法としてハラスメント防止法を制定する イギリス、南アフリカなど
- 3. 刑法にストーキング罪を新設する。 オランダ
- 4. 特別法としてストーキング防止法を制定する。 アメリカ、オーストラリア

6. ハラスメントに対する制裁と処遇

ハラスメント法やストーキング法に違反した場合の刑罰は、3年程度が多いが、5年、7年、10年などと重い国もある。

ハラスメントが認定された場合に、裁判所の命令として何らかの行為を禁止し、それ に違反した場合に刑罰を科すという立法例が多い。

禁止する事項については、法律で限定するのではなく、裁判所が個々に判断して命令できるような制度が多い。また、被害者の請求による制度もある。

ハラスメントが認定された人に対しては、制裁(刑罰など)と共に(または)何らかの処遇(指導、治療など)が必要であり、それを強制的に科す制度にする必要がある。

7. 日本においてハラスメントに対して適用可能な法律

ストーカー行為等の規制等に関する法律、2000年5月24日、法81。 各都道府県の迷惑防止条例

脅迫罪(刑 222 条)、強要罪(刑 223 条)、暴行罪(刑 208 条)、住居侵入罪(刑 130 条)、強制わいせつ罪(刑 176 条)、名誉毀損罪(刑 230 条)、侮辱罪(刑 231 条)、 器物損壊罪(刑 261 条)、信書隠匿罪(刑 263 条)など

軽犯罪法(1948年、法39) 不正アクセス行為禁止法(1999年、法128)

8. 職場に特化している日本のセクハラ対策

セクハラ問題は、1970年代後半にアメリカでの男女差別撤廃運動の中で始まった。 つまり、女性運動のひとつの象徴でもあった。

しかし、日本におけるセクハラ問題は、職場におけるハラスメントの一環として取り組まれたために、概念が非常に狭い。

セクシャル・ハラスメントの中に、強姦や強制わいせつを入れる考え方もある。 たとえば、第二東京弁護士会の研究グループは雇用の分野における性的嫌がらせの防止 に関する法律案要綱をまとめ、性的嫌がらせの定義に関するガイドラインをつくってい る。その基準によると、雇用の場面に限ってのものではあるが、セクシャル・ハラスメ ントとして「強引な接触・性的行為の実行」を例示している。

9. 修復的司法(Restorative Justice = RJ)の可能性について

RJ は、加害者と被害者が引き続き同じ空間で生活をすることになる場合には向いているが、いずれかが転居、転職、転校などをして、再び会う可能性が低いケースでは、無理に行ってはならない。

最近、日本では、ハラスメントやストーキングのケースで RJ を取り入れようとする動きがあるが、慎重でなければならない。

- ・RJをしてはいけない犯罪被害
 - 殺人などの死亡事件、ストーキング、DV(配偶者間暴力)、など
- ・RJ の可能性がある犯罪被害(個々に判断される) 虐待、ハラスメント、重度の傷害事件、後遺障害が生じた事件、など
- ・RJ に向いている犯罪被害 万引等の財産犯、軽度の傷害事件、いじめ、ケンカ、など

10. 地方自治体の迷惑防止条例

1960 年代以降、都道府県では「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」、いわゆる迷惑防止条例の制定が進んだ。

迷惑防止条例に、ストーキングを含むところの「嫌がらせ行為の禁止」を謳っているのは 15 県 (32%) である。

迷惑防止条例におけるハラスメント・ストーキング条項

Source: 2014年3月現在、各自治体のホームページにもとづき作成

2002001 201: 27, 72 EL (E E E E E E E E E E E E E E E E E			
規定のタイプ	該当都道府県		
嫌がらせ行為禁止の中に"つき	山形、福島、茨城、栃木、福井、岐阜、三重、和歌		
まとい行為"を規定する自治体	山、島根、広島、徳島、香川、福岡、佐賀、大分		
(15)			
つきまとい行為等の禁止を規定	岩手、秋田、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新		
する自治体 (14)	潟、京都、大阪、奈良、熊本、宮崎、鹿児島		
ハラスメント・ストーキング条	北海道、青森、宮城、富山、石川、山梨、長野、静		
項のない自治体 (18)	岡、愛知、滋賀、兵庫、鳥取、岡山、山口、高知、		
	愛媛、長崎、沖縄		

Appendix:被害者問題に関する諸澤英道の著作物



至文堂



岩波書店



成文堂



成文堂

① 諸濹英道篇著(1995)犯罪被害者-その権利と対策-、現代のエスプリ 336 号、至文堂

被害者支援を創る

- ② 諸澤英道篇著(1999)トラウマから回復するために、講談社
- ③ 諸澤英道著(1999)被害者支援を創る、岩波ブックレット489号、岩波書店

(3)

- ④ 諸澤英道訳著(2003)国連被害者人権宣言関連ドキュメント・被害者のための正義、成文堂
- ⑤ 諸澤英道著(2016)被害者学、成文堂